



事業主のみなさまへ

# 障害者雇用の みちしるべ

令和8年7月

新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム



# 新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームとは

新潟県における平成22年の民間企業の障害者実雇用率が1.57%で、全国的に下位の水準に留まったことを受けて、平成22年から県内関係機関の連携により「障害者雇用促進プロジェクトチーム」として発足し、その後「新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム」と改編しました。労働局、新潟県、新潟市、経済団体等の関係機関が強力に連携し障害者の雇用促進に取り組み、毎年、6月1日時点の実雇用率が法定雇用率以上となるとともに、雇用率達成企業割合を前年値以上となることを目指し、さまざまな取組を行っています。

## 令和8年度における主な取組

### ① 企業の受け皿づくり

- ・障害者雇用先進企業・特別支援学校などの見学会（7ページ）
- ・障害者の職場実習・企業体験先の開拓（8ページ）
- ・障害者雇用相談援助事業（14ページ）
- ・障害者就職面接会（16ページ）
- ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（23ページ）
- ・企業ごとの状況に応じたハローワークによる雇用支援（24ページ）

### ② 就職後の職場定着支援

- ・チーム支援（6ページ）
- ・ジョブコーチによる支援（21ページ）
- ・障害者雇用促進に係るコーディネーター派遣（24ページ）
- ・就労定着支援事業所との連携
- ・就労パスポート作成支援

### ③ 求職者の掘り起し

- ・就労移行支援事業所の利用促進

## 新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームの構成機関 （令和8年4月1日現在）

- ・新潟県（雇用能力開発課、障害福祉課）
- ・新潟県教育庁（義務教育課）
- ・新潟市（雇用・新潟暮らし推進課、障がい福祉課）
- ・一般社団法人 新潟県経営者協会
- ・新潟県中小企業団体中央会
- ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部  
新潟障害者職業センター、高齢・障害者業務課
- ・障害者就業・生活支援センター（県内7センター）
- ・新潟労働局（職業安定課、職業対策課、ハローワーク）

事務局：新潟労働局職業安定部職業対策課

新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館

TEL 025-288-3508

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 障害者雇用がもたらす効果とは？                 | 1  |
| 障害についての基礎知識                     | 2  |
| 障害者雇用へのステップ                     | 3  |
| ステップ① まずは支援機関へ相談しましょう！！         |    |
| 1. 主な支援機関                       | 4  |
| 2. チーム支援                        | 6  |
| ステップ② 障害者雇用への準備を整えましょう！！        |    |
| 1. 障害者雇用の理解促進のためのイベント           | 7  |
| 2. 職場実習の受入れ                     | 8  |
| 3. 職業訓練の活用                      | 12 |
| 4. 実際に障害のある方が従事する職務を考えましょう      | 13 |
| 5. 新たに障害者の雇入れを検討されている事業主の皆さまへ   | 14 |
| ステップ③ 準備が整ったら、実際に採用活動をはじめましょう！！ |    |
| 1. 求人募集の流れ                      | 15 |
| 2. 障害者就職面接会                     | 16 |
| 3. 障害者雇用に関する助成制度                | 17 |
| ステップ④ 雇入れ後も職場定着に向けた支援が必要です！！    |    |
| 1. ジョブコーチによる支援                  | 21 |
| 2. 障害者職業生活相談員制度について             | 22 |
| 3. 企業で障害者の就業を支援する担当者のための支援      | 23 |
| 4. 各種支援制度を利用したモデル事例             | 25 |
| 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度       | 28 |
| 障害者雇用を促進するための制度                 | 29 |
| 障害者に対する差別の禁止と合理的配慮義務            | 30 |
| 県内の支援機関一覧                       | 31 |

# 障害者雇用がもたらす効果とは？

障害者雇用という、どのようなイメージをお持ちでしょうか。

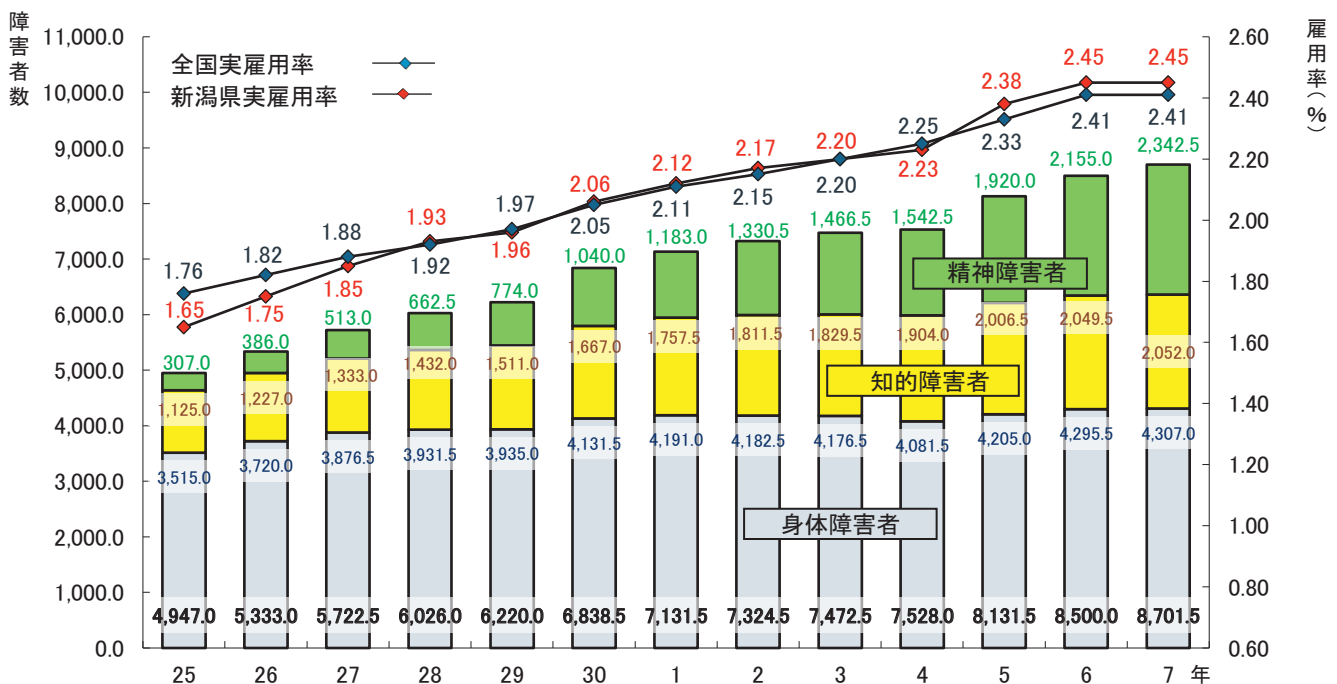
障害のある方を雇わなければならないということはわかっているけれど、「どのような仕事ができるのか」、「会社の利益につながるのだろうか」、となかなか一歩を踏み出せないところがあるのではないのでしょうか。

しかし、実際に新潟県内で障害者雇用を積極的に進めている企業の方に話を聞くと、障害のある方を雇用することで企業にも多くのメリットがあります。

## 障害者雇用が企業へもたらす効果

- ◎ 障害のある方の「できないこと」ではなく、「できること」に目を向け、その人の能力を生かせる仕事を切り出し、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。
- ◎ 障害のある方に必要な配慮を考えることが障害のない人への配慮にもつながり、社内の雰囲気改善や社員のコミュニケーション能力の向上が図られます。
- ◎ 障害のある方がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。これは、企業の生産性の向上に結びつきます。

【参考】新潟県の実雇用率と雇用されている障害者数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年は40.0人以上規模の企業）についての集計です。

実雇用率とは、実際に企業で働いている労働者に占める障害者の割合をいいます。

障害者数とは、重度身体・重度知的障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5人でカウントしています。

注2：平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしています。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしています。

# 障害についての基礎知識

「障害のある方」と言っても、さまざまな障害特性があります。特性を理解して、雇用につなげてください。

| 障害種別    | 障害特性                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                          |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身 体 障 害 | 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害などがあります。                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                          |
|         | 視 覚 障 害                                                                                                                                                                                                             | 全盲、弱視、視野の欠損（見える範囲が限定されている）などがあります。整理整頓を心がけ安全面を確保することや部屋の入り口近くに席を設けるなど移動しやすいレイアウト設定などの配慮が必要な場合があります。                                      |
|         | 聴 覚 障 害                                                                                                                                                                                                             | 聴覚に何らかの障害があるために全く聞こえないか、聞こえにくいことをいいます。手話、筆談、口話（相手の口元を見て、内容を理解する方法）などのコミュニケーションの手段がありますが、どのようなコミュニケーションの方法が良いか本人に確認することが大切です。             |
|         | 肢 体 不 自 由                                                                                                                                                                                                           | 上肢、下肢、体幹の機能の障害です。障害の現れ方には、欠損による機能喪失（切断など）と本来の機能の制限や喪失（失調、まひなど）があります。個々の状況に応じて、通勤面や職場環境面での配慮が必要な場合があります。                                  |
|         | 内 部 障 害                                                                                                                                                                                                             | 心臓、腎臓などの内臓器官の障害です。体調に問題がない場合でも月1回程度の通院による検査が必要となる場合が多く、体調が悪くなった時は早めに受診できる職場の配慮が必要です。体力低下や通院に合わせて、仕事内容がマッチングできれば職務遂行の場面での大きな問題はほとんどありません。 |
| 知 的 障 害 | 知的な発達に遅れがあり、意思疎通（言葉を理解し気持ちを表現することなど）や日常的な事柄（お金の計算など）の援助が必要なことがあります。障害の程度、能力、意欲、体力などは個人差があります。本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくことで作業の幅が広がります。                                                                                  |                                                                                                                                          |
| 精 神 障 害 | 精神障害には、統合失調症、気分障害（うつ病、そううつ病など）、精神作用物質（アルコール、薬物など）による精神疾患があります。心身が疲れやすいため、本人と相談の上で短時間勤務からはじめ、体力の回復状況をみながら勤務時間を徐々に延長するといった工夫や、通院・服薬に配慮することが大切です。                                                                      |                                                                                                                                          |
| 発 達 障 害 | 発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。例えば、自閉症などは、他者にメッセージを伝えたり、他者からのメッセージを読みとることが苦手であり、言葉や表情・ジェスチャーなどの手段がうまく使えず対人関係を結びにくいなどの特性があります。できる仕事、苦手な仕事を把握した上で、本人の適性に応じた配置をすることが大切です。                       |                                                                                                                                          |
| 難 病     | 難病には、現在、医療費の助成対象となる「指定難病」の対象疾患として348疾患、障害者総合支援法の対象疾患として376疾患が指定されています。多くの難病に共通する主な症状として、全身的な体調の崩れやすさがあります。定期的な検査や治療の継続、日々の体調管理により、ほぼ症状のない状態を維持できる場合が多くなっていますが、多くの難病は未だ完治させることが困難であるため、治療と仕事の両立支援への職場の理解と協力が必要となります。 |                                                                                                                                          |
| 高次脳機能障害 | 高次脳機能障害は、病気や事故などのために脳の一部の損傷されることにより生じる認知機能の障害です。症状や重症度は一人ひとり異なります。病気や事故前と変わりがなく保たれている側面と障害のある側面が一人の中に混在するため、職務能力について、本人と周囲との間に認識のずれが生じる場合は少なくありません。負担の少ない仕事からはじめ、少しずつ職務の幅を広げてみることを通して、お互いの認識をすり合わせていくことが有効です。       |                                                                                                                                          |

※ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～」(令和7年2月)を一部改編

# 障害者雇用へのステップ

## ステップ① まずは支援機関へ相談しましょう！！（４ページへ）

### 主な支援機関

ハローワーク（４ページ）  
新潟障害者職業センター（４ページ）  
障害者就業・生活支援センター（５ページ）  
特別支援学校（１０ページ）

雇用に関するアドバイス、ご利用いただける支援制度のご案内など、チーム支援（６ページ）により企業のみなさまのお手伝いをさせていただきます。

## ステップ② 障害者雇用への準備を整えましょう！！（７ページ）

### 障害者雇用への理解を深めましょう

障害者雇用先進企業・福祉施設・特別支援学校などの見学会（７ページ）  
にいがた就労支援セミナー（７ページ）  
職場実習の受入れ（職場実習制度の活用（８～１１ページ）  
特別支援学校の職場実習受入れ（１０ページ））  
新潟県が行う職業訓練（１２ページ）の活用

### 実際に障害のある方が従事する職務を考えましょう

配置部署や従事する職種の社内検討（１３ページ）  
支援機関による新たな職務を作りだすお手伝い

従事する職務が決まったら、指導担当者の選任、社員への研修、職場環境の見直しなど、社内の受入れ体制を整えます。

## ステップ③ 準備が整ったら、実際に採用活動をはじめましょう！！（１５ページ）

### 求人募集を行いましょう

ハローワークへの求人申込み（１５ページ）  
障害者就職面接会への参加（１６ページ）

就職希望者の特性を見極めるため、職場実習の受入れ（８～１１ページ）やジョブコーチ支援（２１ページ）も有効に活用しましょう。

### 障害者雇用にはいろいろな助成制度があります！！

※助成を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。（１７～１８ページ）

本採用の前にまずは試行的に雇用したい

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース）（１７ページ）

正式に雇入れた後の助成は？

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース（１７～１８ページ）

## ステップ④ 雇入れ後も職場定着に向けた支援が必要です！！（２１ページ）

チーム支援によるフォローアップ（６ページ）  
ジョブコーチ支援によるフォローアップ（２１ページ）

雇入れた後も、職場定着のための支援や雇用管理、職場改善が必要になります。

## 障害者雇用へのステップ① まずは支援機関へ相談しましょう！！

### 1. 主な支援機関

#### ハローワーク

お問い合わせ先 31 ページ

ハローワークでは、**障害のある方を対象とした求人の申込み**を受け付けています。専門の職員・相談員が就職を希望する障害のある方にきめ細かな職業相談を行い、就職した後は業務に適應できるよう**職場定着指導**も行っています。

その他、障害のある方を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、**雇用管理上の配慮などについての助言**や、必要に応じて新潟障害者職業センターなどの**専門機関の紹介**、**各種助成金の案内**を行っています。また、求人者・求職者が一堂に会する**就職面接会**も開催しています。

#### ハローワークの主なサービス

##### ① 障害者の雇用に関する相談

障害者雇用を行った際に利用いただける支援制度のご案内など、障害者雇用全般に関する相談をお受けしています。

##### ② 職務を作りだすお手伝い（13 ページ）

障害のある方が従事する職務を作りだすお手伝いやアドバイスを行っています。御依頼があれば事業所を訪問させていただくことも可能です。

##### ⑥ 職場定着・継続雇用の支援

ハローワークの紹介により就職した障害のある方が職場に適應して就労していけるよう支援を行います。

企業

##### ③ 募 集

事業主からの障害者専用求人の申込み（15 ページ）を受け付けています。インターネットでの求人公開やハローワークによるマッチング、障害者求職者情報の提供などのサービスも充実しています。

##### ⑤ 採 用

ハローワークでの紹介を受けることにより、各種助成金（17～18 ページ）が利用できる場合があります。

##### ④ 面 接

就職を希望する障害のある方を紹介します。必要に応じて、面接時にはハローワーク職員等が同行します。

ハローワークではさまざまなイベントも開催しています。  
障害者雇用先進企業・福祉施設・特別支援学校などの見学会（7 ページ）  
にいがた就労支援セミナー（7 ページ）、障害者就職面接会（16 ページ）

#### 新潟障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部）

お問い合わせ先 31 ページ

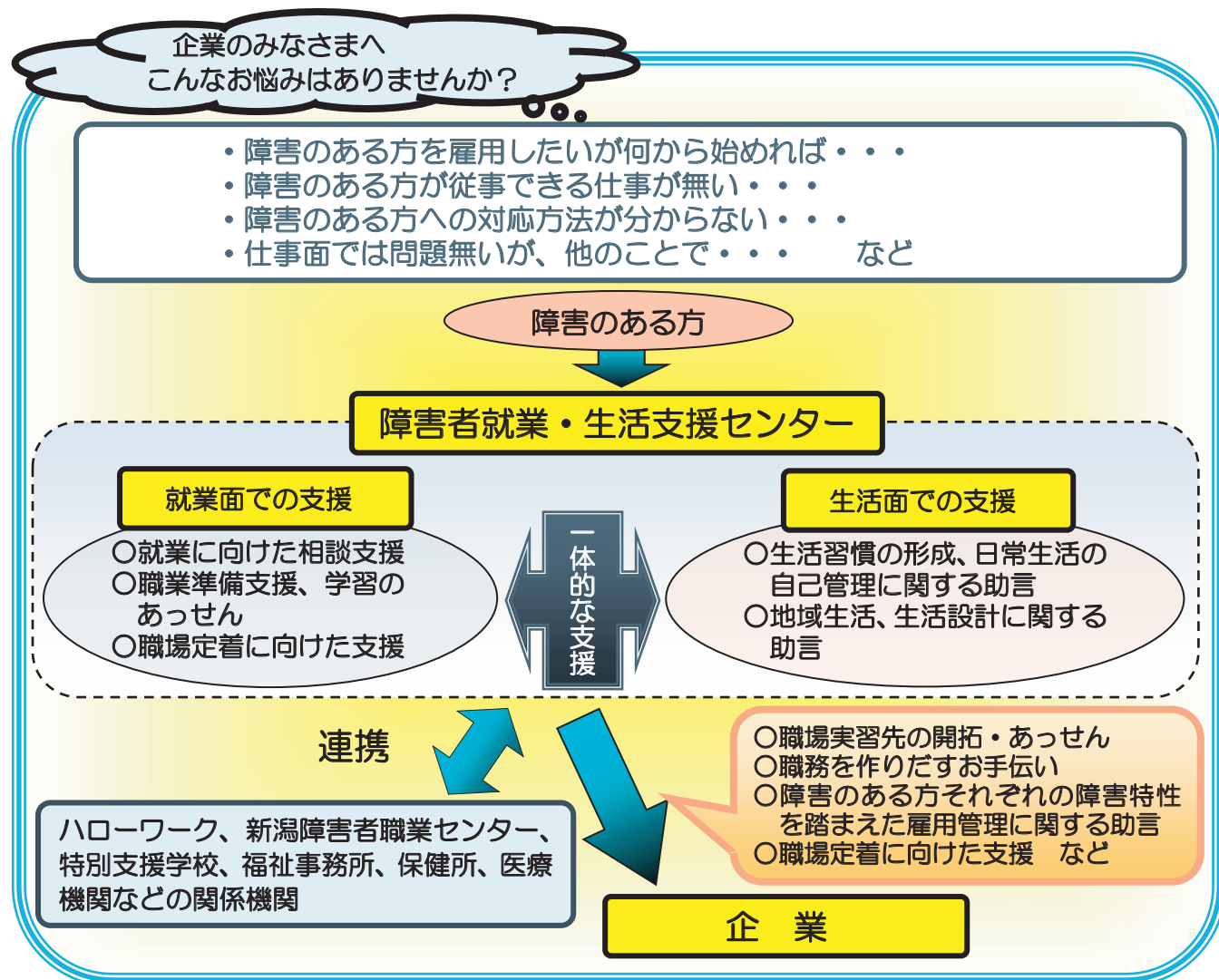
新潟障害者職業センターでは、雇い入れや復職に際し、職場配置・職務設計、職場での配慮や業務の指導方法についての助言、従業員への研修など、**事業主に対する相談・援助**を行っています。

また、就職や、復職した障害のある方が円滑に職場適應できるよう、事業所に職場適應援助者（ジョブコーチ）を派遣し、障害のある方を支援するとともに、事業主や職場の従業員に対しても接し方等の助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案する、**ジョブコーチ支援事業**（21 ページ）を行っています。

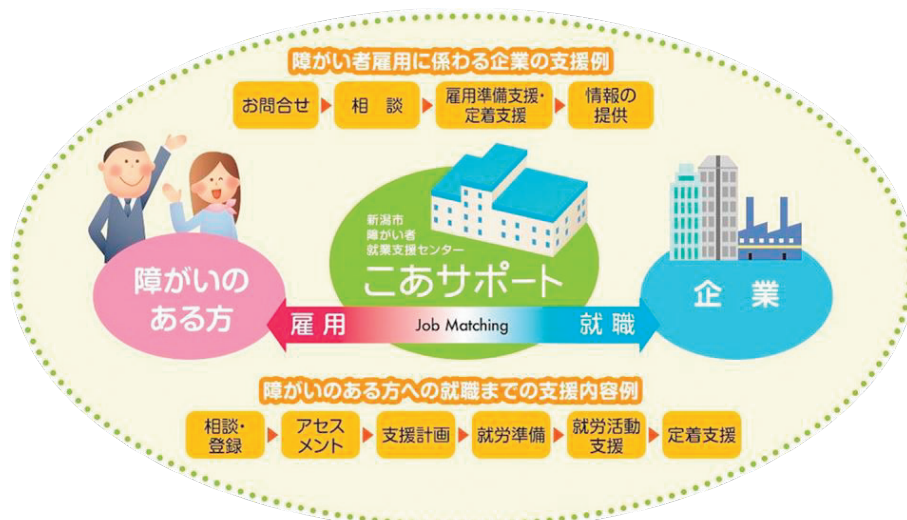
**高齢・障害者業務課**（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部）では、障害者雇用調整金、報奨金、助成金などの申請や障害者雇用納付金の申告の受付を行っています。

障害のある方が抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携の下、就業に向けた相談や援助、日常生活や社会生活での支援を一体的に行います。

また、事業所における新規の障害者雇用や既に雇用している障害のある方に関する相談など、雇用管理に関する相談もお受けしています。

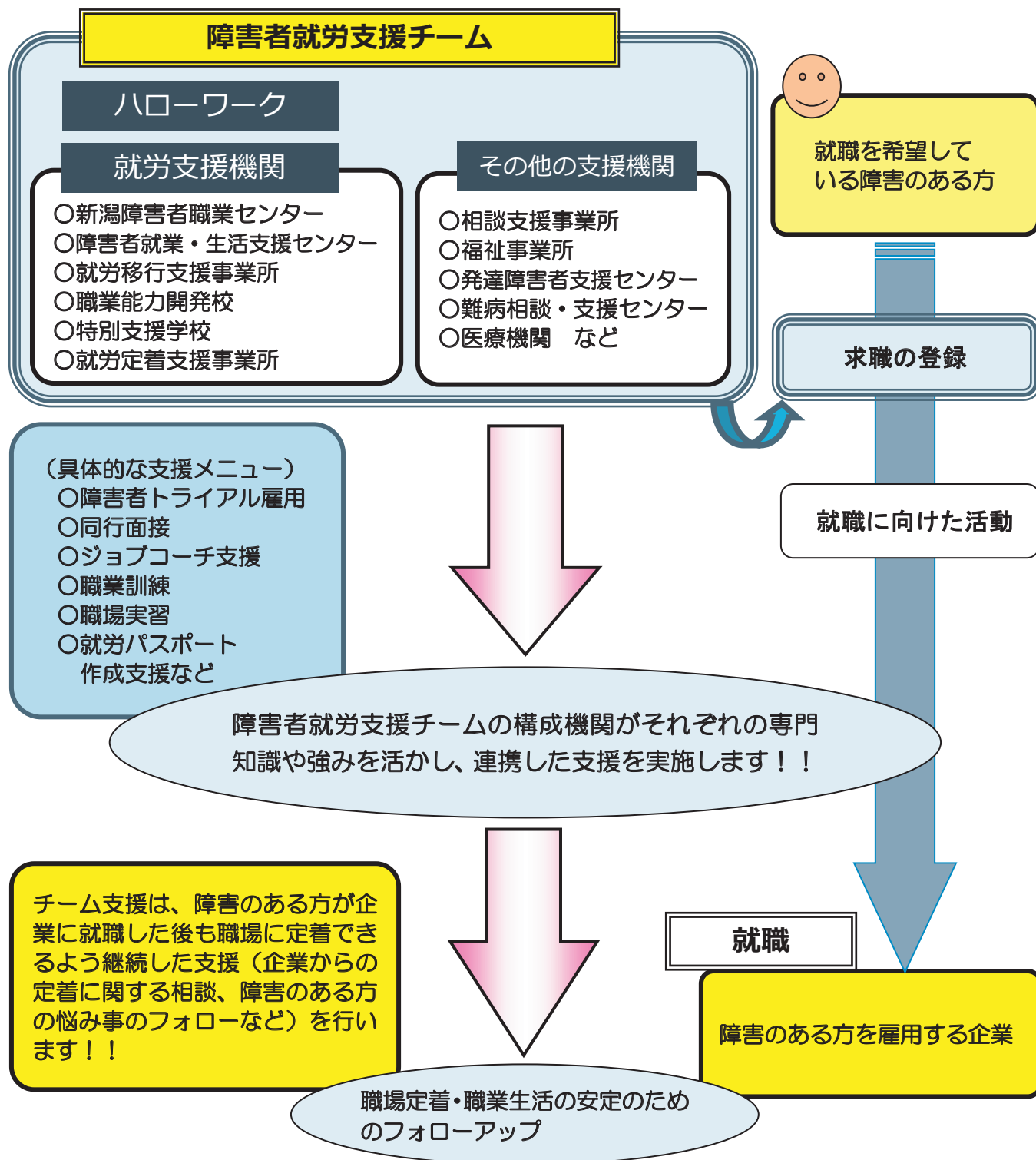


これから障がい者を雇う企業や現在雇っている企業に対し、雇用準備支援、雇用に関する相談、企業内研修、就職後の定着支援等の総合的なサポートを行います。



## 2. チーム支援

障害者雇用を検討している企業や就職を希望する障害のある方一人ひとりに対して、ハローワークを中心に障害者就労支援や福祉の関係機関から構成された「障害者就労支援チーム」が就職の準備から職場定着までの一貫した支援を実施します。



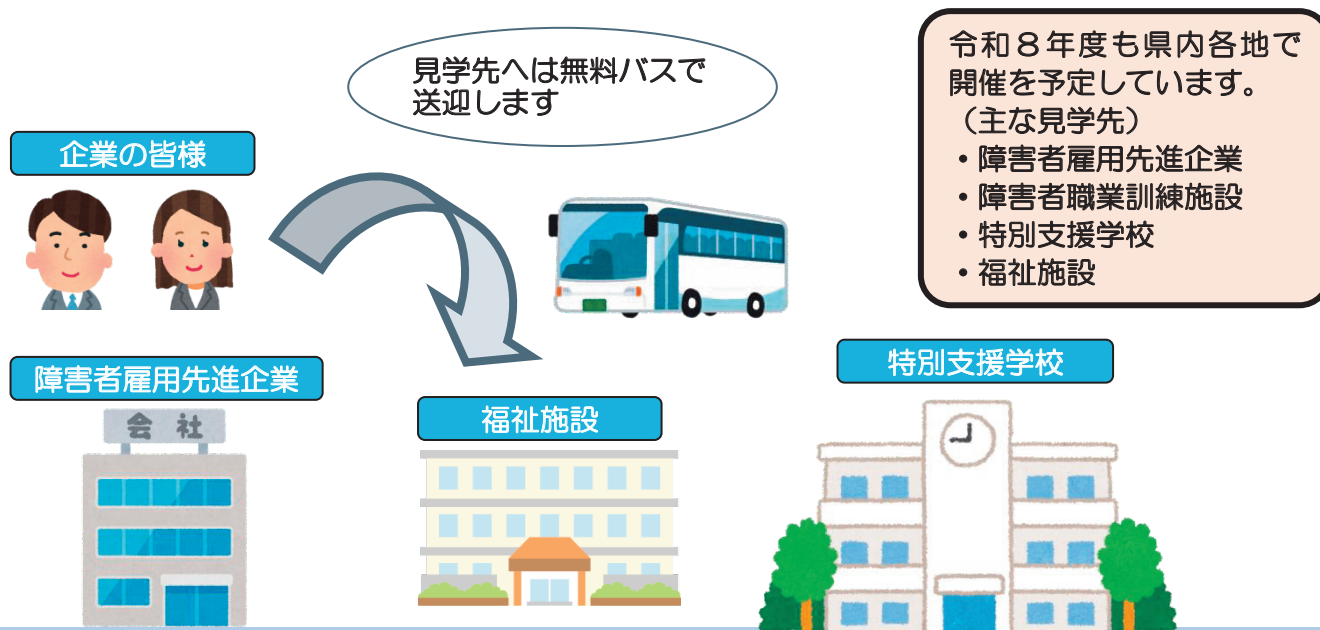
詳細は、お近くのハローワーク(31ページ)、または、障害者就業・生活支援センター(31ページ)にお問い合わせください。

## 障害者雇用へのステップ② 障害者雇用への準備を整えましょう！！

### 1. 障害者雇用の理解促進のためのイベント

#### ① 障害者雇用先進企業・福祉施設・特別支援学校などの見学会

内容： 障害者雇用先進企業における障害者雇用への工夫の仕方、障害特性や継続雇用へ配慮しているポイント、特別支援学校生徒の就職に向けた教育活動の様子などを見学することで、企業の皆様が障害者雇用を進めていく上でのヒントや参考となる情報を提供します。



#### ② 2026にいがた就労支援セミナー

内容： 障害者雇用支援を活用した取り組み事例発表、企業と障害者の支援機関などによるトークセッション（就労支援の実例紹介など）

＊令和8年度は以下のとおり開催予定です。

|      |                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日時 | 令和8年10月30日（金）<br>13時30分～16時30分（受付：13時00分～）                                                   |
| 会場   | 高田城址公園 オーレンプラザホール（上越市本城町8-1）                                                                 |
| 定員数  | 就労移行支援機関（就労移行支援事業所、就労継続支援A型、B型事業所等）<br>特別支援学校<br>高等学校、大学、専修学校等<br>医療機関<br>企業 他<br><br>計 130名 |

## 2. 職場実習の受入れ

### 各機関の職場実習

新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームでは、県内における障害者雇用促進のため、職場実習にご協力いただける企業を募集しています。

障害のある方は職場実習をすることで、就労への不安が解消され、さらなる社会参加の一歩となります。

企業はご協力いただけることで、障害者の理解を深めていただく機会になるとともに、実際に障害者が社内で働く様子を見ることが出来ます。

#### 企業の皆様のニーズに沿った職場実習制度があります！



新たな障害者の雇用を検討しているが・・・

障害者に働く楽しさを  
おしえたい！



障害者の雇用を  
考えている

職場体験に  
協力できる

※就労に向けた現実的な  
イメージを確認したい。

※障害者に仕事を体験する場  
を提供したい。  
※社内で障害者の理解を促進  
したい。

○実習対象者  
障害者就業・生活支援  
センターに登録してい  
て、就職準備がある程  
度整っている方

○実習対象者  
特別支援学校で就職を  
目指して様々な職業に  
ついて学習中の生徒

○実習対象者  
ハローワーク等に登録  
している、就職を目指  
して準備を行っている  
方

新潟県実習制度  
(9ページ)

特別支援学校実習  
(10ページ)

国の実習制度  
(11ページ)

《問い合わせ》  
お近くの障害者就業・  
生活支援センター  
(31ページ)

《問い合わせ》  
お近くの特別支援学校  
(32ページ)

《問い合わせ》  
新潟労働局職業対策課  
(025-288-3508)

## ① 新潟県職場実習制度

### 障害のある方の職場実習にご協力いただける企業を募集しています

新潟県では、障害のある方の就労機会を拡大するため、企業での職場実習（短期的な就業体験）を支援しています。

また、職場実習の受入れにご協力いただける企業に実習日数に応じた協力費を支給します。

#### 障害者雇用を考えているけれど・・・

- ・障害のある方にどのような業務をお願いすればよいか分からない。
- ・いまの設備のままで雇用することができるのか。

などの不安が！！

#### 職場実習を行うと・・・

雇用前に働く様子  
を見ることができ  
る

- ・障害の特性に適した業務の把握
- ・雇用に向けた課題の洗い出し

雇用の見通しや必  
要な配慮の判断が  
可能に！！

#### 職場実習の流れは・・・

・協力費の支給  
(1,000 円/日)

<手続き窓口>障害者就業・生活支援センター  
アシスト・らいふあっぷ・ハート・  
こしじ・あおぞら・さくら・あてび

・傷害保険加入  
・手当支給  
(700 円/日)

実習の  
受け入れ

登録  
・相談

受入企業

企業での職場実習

- ・原則として実習期間は  
1 週間～1 ヶ月
- ・企業、実習者の状況に応じて実施

実習者

注意！！

他の支援制度を利用する場合など、新潟県の実習支援制度の対象とならない場合があります。

〈お問い合わせ・お申込み先〉 お近くの障害者就業・生活支援センター(31ページ)

## ② 新潟市障がい者職場実習支援事業

新潟市が行う職場実習制度です。

実習生に1日700円、受入企業（従業員100人以下の企業）に1日1,000円支給し、傷害保険にも加入します。

実習期間は1日から1ヶ月です。

〈お問い合わせ・お申込み先〉 新潟市障がい者就業支援センター こあサポート(31ページ)

### ③ 特別支援学校生徒の職場実習受入れ

## 特別支援学校からの就業体験・職場実習のお願い

### 目 的

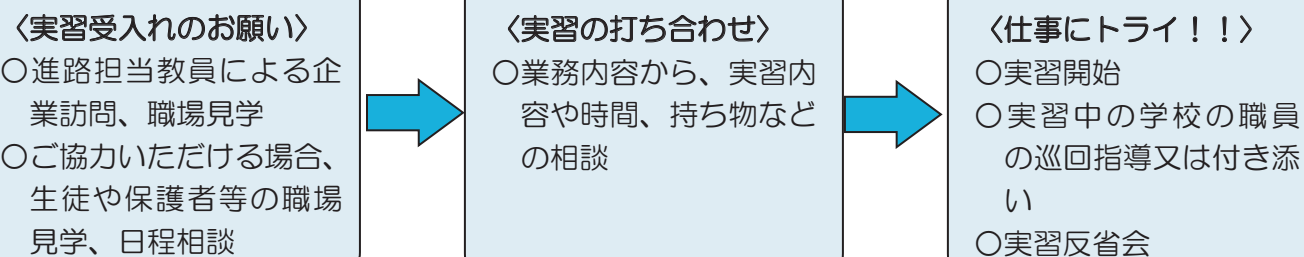
特別支援学校高等部では、卒業後に「働く大人」になることを目指して、各校の特色を生かした職業教育に取り組んでいます。学校で学習したことをさらに深めるため、職場実習（短期的な就業体験）など実際に働く体験をとおして、働くことの大切さや喜び、就業するために求められる知識、技能、態度を育てることを重視しています。

企業での就業体験をとおして、従業員の方々の姿から多くを学び、「あのような社会人になりたい」「同じように仕事をしたい」と、生徒が将来の目標をもてるよう、企業のみなさまのご協力をお願いします。

### 概 要

- 実施期間及び受け入れ人数は、受け入れ可能な期間・人数でかまいません。
- 実習内容は、まず見学をさせていただき、企業のご担当者にご相談の上決定します。
- 実習は教育活動の一環ですので、賃金・報酬等は一切いただきません。通勤費等実習に必要な経費は自己負担します。
- 通勤途中や実習中の事故等は、学校が加入している保険を適用します。実習先企業の皆様が責任を負うことはありません。
- 事前に打合せを行い、実習中は学校の職員が巡回指導をします。

### 実習の流れ



### 主な実習先と内容

機械・部品製造会社、食品加工会社（ライン作業、梱包、清掃等）、建設会社（用具清掃等）、運輸会社（梱包、配送、用具洗浄等）、清掃会社（清掃補助等）、市役所（事務補助等）、スーパーマーケット、商店（バックヤード、品出し等）、ホテル（リネン、清掃等）、飲食店（食器洗浄、調理補助、清掃等）、福祉施設（リネン、調理・配膳補助、清掃、介護補助等）など

**「特別支援学校の就業体験に協力したい」「特別支援学校生徒の実習を受け入れたい」場合は・・・**  
企業からの就業体験や職場実習についての質問やお問い合わせはもちろん、体験や実習に向けた学校との仲立ちもお手伝いします。県内各域の**ブロックマネージャー**（統括担当者）（32ページ）までご連絡ください。

#### ④ 国が行う職場実習

### 障害のある方の職場体験(職場実習)を 受け入れてみませんか (障害者職場実習制度のご案内)

新潟労働局では、障害者の雇用促進のため、企業の皆さまに障害者の職場実習受入をすすめています。

#### 受入事業所

- ☑障害者雇用をしたいと考えているがためらいがある
- ☑障害のある人にどんな仕事ができるかわからない
- ☑障害者に応じた配慮がわからない

#### 障害のある方側

- ☑どのような仕事が適職かわからない
- ☑どのぐらい自分でできるかやってみたい
- ☑希望の職種と実際の職種がどんな感じが理解したい

#### 事業の内容

【実習対象者】 職場実習を希望する障害のある方

【実習日数】 3日～10日間

【実習時間】 必要に応じて1日3時間から事業所の所定労働時間内

【保険の加入】 実習期間の事故等に関する保険加入は、就労支援機関または新潟労働局が行います

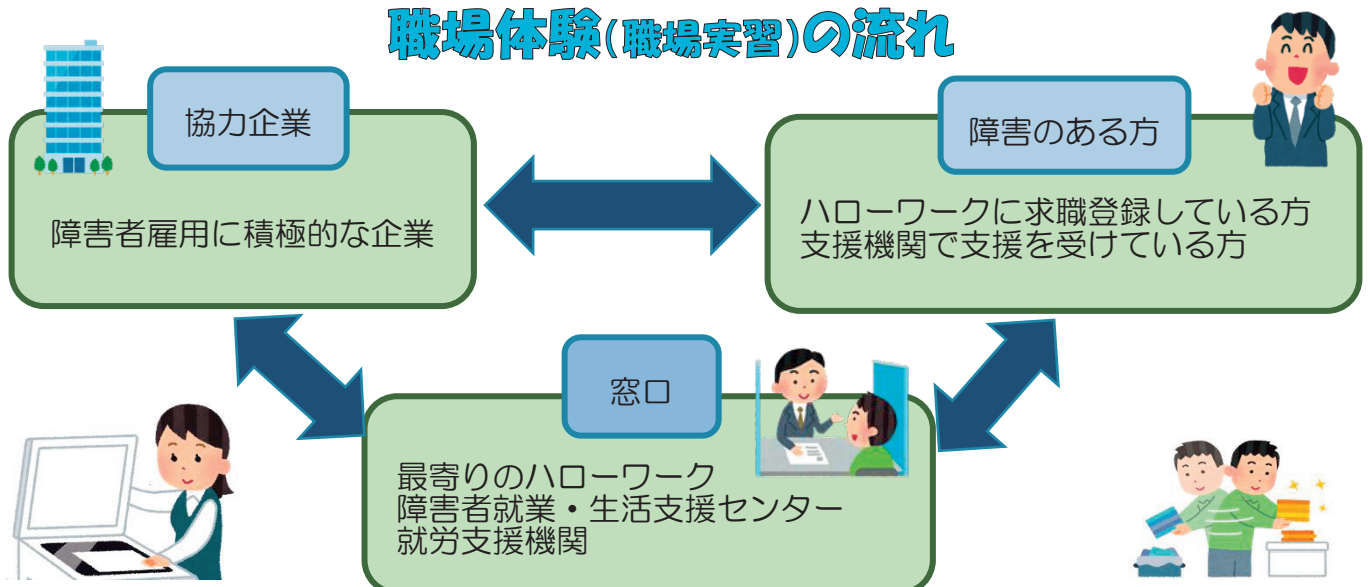
【賃金の支払い】 実習期間中の賃金や交通費の支払いはありません

【協力謝金】 一定の要件を満たす場合は謝金等を支給する場合があります（下記 URL 参照）

[https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/s\\_syokubajisyu\\_jigyo/sub04\\_syokubajisyu.html](https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/s_syokubajisyu_jigyo/sub04_syokubajisyu.html)



### 職場体験(職場実習)の流れ



【お問合せ】 新潟労働局職業対策課 就職支援コーディネーター 025-288-3508

【協力謝金】 高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部 高齢・障害者業務課（31ページ）

【お申込み】 各ハローワーク 専門援助部門、障害者職業紹介部門（31ページ）  
障害者就業・生活支援センター（31ページ）

### 3. 職業訓練の活用

#### 新潟県が行う職業訓練

## 障害者向けの職業訓練を活用しましょう

新潟県では、障害のある方のための職業訓練「実践能力習得コース」について、訓練受託企業を募集しています。

「実践能力習得コース」は、事業所現場を活用した実践的な訓練を実施することで、障害のある方が就労に必要な技能の習得を目指すと同時に、企業はその適性等と職務内容のマッチングの見極めを行うコースです。

訓練を受託した企業に対しては、新潟県から委託料が支払われます。

障害者雇用を考えているけど、いきなり採用するのは経験が無くて不安だ・・・そんな企業の方にこそ、お勧めさせていただきたいのが、「実践能力習得コース」です。

#### 内 容

訓練内容：企業の業務内容に沿った作業実習を中心に行います

実施定員：1名から

訓練期間：最長4か月（標準3か月 100時間/月）

委託額：受託企業に64,000円/月・人（税抜）をお支払いします  
※中小企業は96,000円/月・人（税抜）

令和8年度計画定員：75名

職業訓練コース修了後に訓練受講者が雇用されることが望ましいですが、雇用を前提としたものではありません

- 企業における実習中のケガに備え労災保険に加入（県が保険料を負担）します
- 要件を満たす訓練生には、県から手当を支給します

#### 〈お問い合わせ先〉

県立新潟テクノスクール 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL 025(247)7361  
県立上越テクノスクール 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025(545)2190  
県立三条テクノスクール 三条市柳沢353-2 TEL 0256(38)8520  
県立魚沼テクノスクール 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025(794)2410

## 4. 実際に障害のある方が従事する職務を考えましょう

### 配置部署や従事する職種の社内検討

#### 既存の職務から選ぶ場合

##### 一人ひとりの状況に応じて職務を決める

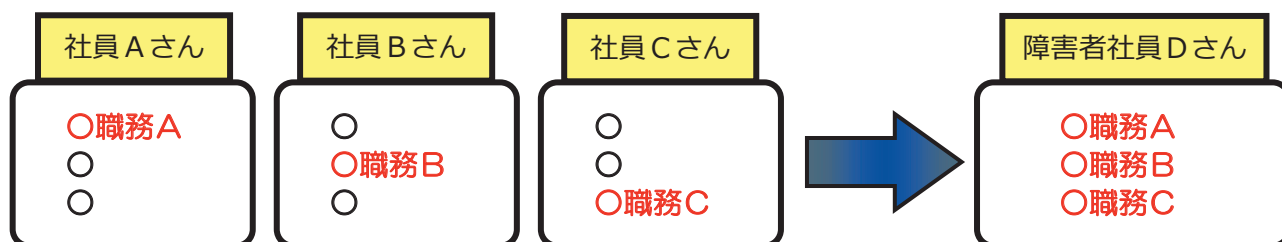
一般的には、各障害には共通の特性があり、その特性により職種にも向き・不向きがありますが、障害の種類や程度だけで決めるのではなく、一人ひとりの障害状況に加えスキルの習得状況、本人の意欲などから総合的に決めていくことがよいでしょう。

##### 事業所内の仕事を再確認してみる

作業工程、納期、身体負担、安全などから障害者に任せられる仕事が多々見つからない場合は、もう一度事業所内の仕事の内容を再確認してみましょう。その際、チェックシートなどを活用し、それぞれの仕事の内容、要求されるスキルなどを整理してみるのもよいでしょう。

#### 新しく障害者が従事できる職務を作る場合

どの職場でも例えば事務所であれば、コピー・シュレッダー作業、清掃作業、メールなどの仕分け・配送、資料のセット・封入などやり方が決まった簡単な作業があると思います。これらの仕事は、社員の中に分散して組み込まれている作業だと思いますが、これを集約し、新しい職務として再構築することで、障害のある人の雇用が可能となります。社員にとっては、自分本来の職務に専念できるというメリットもあります。



##### 作りだしやすい定型作業例

#### 事務部門

社内郵便物の仕分け  
パソコンへの数字・氏名の入力作業  
コピー機やプリンターへの用紙の補充  
ダイレクトメールや資料の封入  
新聞や雑誌のスクラップ  
資料のコピー、ファイリング作業  
事務所の清掃・ゴミ回収

#### 現業部門（生産・物流・販売・飲食店など）

段ボールの組立、解体  
カートやかごの整理  
建物や店舗、トイレ、緑地部分の清掃  
容器や器具の洗浄  
製品へのラベル貼り作業  
部品のバリ取り作業  
POPの作成作業  
店舗、工場で出されたゴミの分別・回収作業

#### 障害者雇用リファレンスサービス

障害者雇用に先駆的に取り組んでいる事業所の好事例をホームページに紹介しています。業種や障害ごとに検索することができます。

URL : <https://www.ref.jeed.go.jp>

リファレンスサービス

検索



ハローワークや障害者就業・生活支援センター、新潟障害者職業センター（31ページ）などの支援機関がいつでも職務開発のお手伝いをさせていただきます。お気軽にご相談ください。

## 5. 新たに障害者の雇入れを検討されている事業主の皆さまへ

### 「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内

障害者雇用の経験やノウハウを有する認定事業者から、障害者の一連の雇用管理に関する相談援助を無料で受けることができます。

#### 障害者雇用相談援助事業の概要

雇用相談援助事業 新潟 検索



都道府県労働局長の認定を受けた事業者が障害者雇用の経験やノウハウが不足する事業主に対して、雇入れやその雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する相談援助を行います。

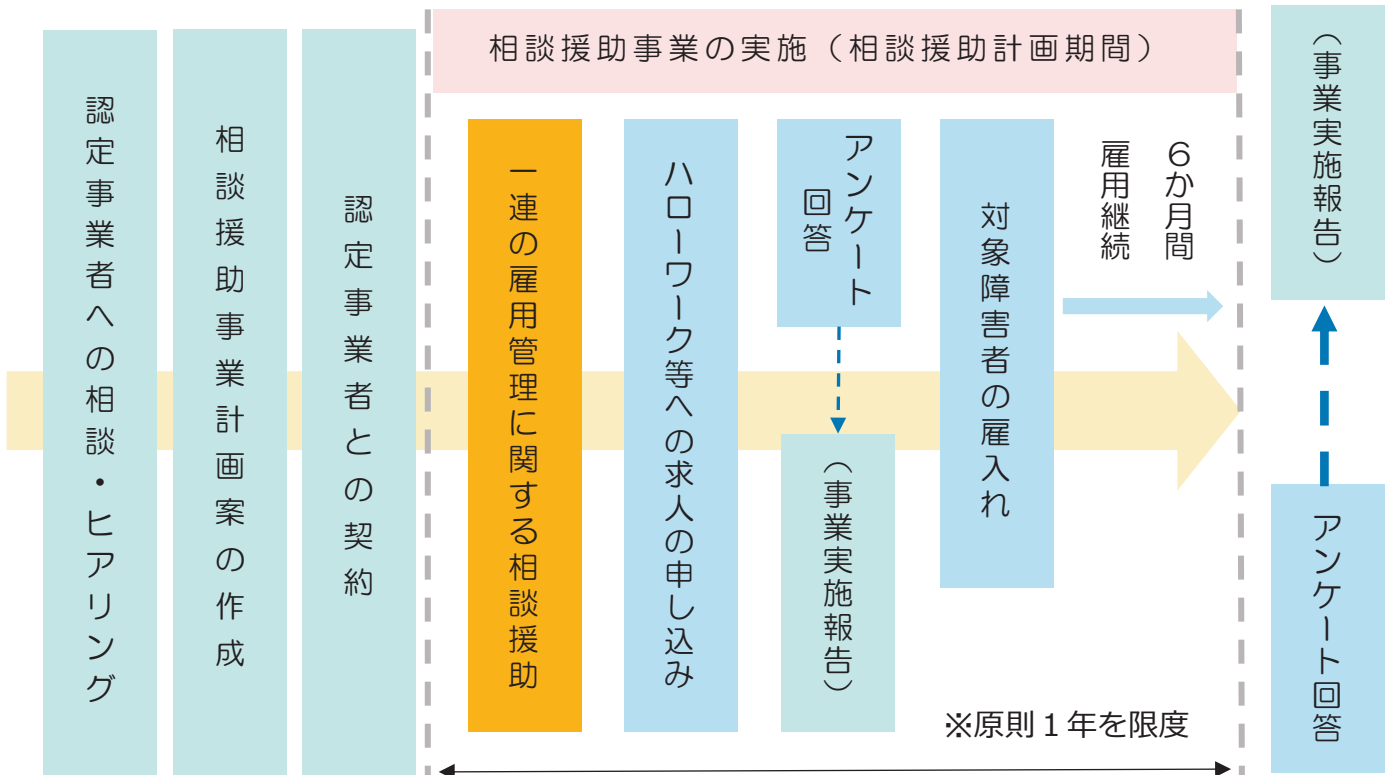
#### 【支援対象となる事業主】

法定雇用率未達成企業（特に障害者の雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）、中小企業、除外率設定業種の企業（特に除外率引下げによる影響の大きい企業））等

#### 障害者雇用相談援助事業利用の流れ

本事業による相談援助は、①ハローワーク等に求人の申し込みを行うこと、②対象障害者を雇入れ、その雇用を継続することを目的とします。

※相談援助を受けた後には、アンケートへのご協力も御願います。



詳細は、お近くのハローワーク(31ページ)、または、新潟労働局職業対策課(025-288-3508)にお問い合わせください。

## 障害者雇用へのステップ③ 準備が整ったら、実際に採用活動をはじめましょう！！

### 1. 求人募集の流れ

#### ハローワークに障害者求人申込み

(求人申込書の記載方法については、ハローワークへご相談ください)

#### ハローワークに求人申込みを行うと・・・

##### 〈ハローワークによるマッチング〉

募集する求人の内容とマッチしたハローワーク登録者（求職者）にハローワークから求人情報の提供を行います！！

##### 〈ハローワーク相談窓口における求人情報の提供〉

ハローワーク窓口に来所した求職者に対して、求人情報の提供のほか、求人内容の詳細説明を行います。

##### 〈求人検索機やインターネットによる公開〉

希望に応じて、求人内容をハローワークに設置している求人検索機やインターネットに公開することが可能です。

##### 〈障害者求職者情報からのリクエスト〉

ハローワークで作成している障害者求職者情報から面談を行いたい求職者を指名することが可能です。（求職者に対してハローワークが面接希望の有無を確認します。）

募集する対象や求人内容などに応じて、求人募集を広く公開するか、限定的に公開するか、選択することが可能です。（詳細はハローワークへご相談ください）

#### ハローワーク窓口から紹介状の発行

#### ハローワークから紹介を受けることのメリット

##### 〈各種助成金の利用〉

ハローワークから紹介を受けることにより、各種助成金（17～18 ページ）を利用できる場合があります。

##### 〈支援機関による支援制度の利用〉

ハローワークから紹介を受けることにより面接時に障害者本人に支援機関の担当者が同行し、本人の障害特性や職場での配慮事項を伝えます。また、就職後も支援機関による職場定着のための支援を行います。

応募にあたっては、必ずハローワークの紹介を受けて応募していただくよう求職者の方をお願いしています。求人募集について求職者本人から直接連絡があった場合は、ハローワークに相談するようにお伝えください。

就職希望者の特性を見極めるため、職場実習の受入れ（8～11 ページ）やジョブコーチ支援（21 ページ）も有効に活用しましょう。

#### 面接

## 2. 障害者就職面接会

ハローワークでは、求職活動をしている障害者と複数の企業が一堂に会する、障害者就職面接会を開催しています。

企業にとっては、多くの障害者の中から選考できるというメリットがあり、企業の求める人材が確保しやすくなります。

日程は下記の予定表をご確認ください。また、詳細は主催のハローワーク（31ページ）にお問い合わせください。

| 安定所名   | 名称            | 開催日                               | 時間          | 開催場所                                    |
|--------|---------------|-----------------------------------|-------------|-----------------------------------------|
| 新潟     | 第1回障がい者面接会    | 令和8年9月29日（火）                      | 13：00～16：00 | 朱鷺メッセ<br>（新潟市中央区万代島6－1）                 |
|        | 第2回障がい者面接会    | 令和9年2月10日（水）                      | 13：00～16：00 | 朱鷺メッセ<br>（新潟市中央区万代島6－1）                 |
| 長岡     | 障がい者就職面接会     | 令和8年10月予定                         | 未定          | 未定                                      |
|        | サポートウィーク      | 令和9年2月予定                          | 未定          | 未定                                      |
| 上越・糸魚川 | 障がい者合同就職面接会   | 令和8年10月5日（月）                      | 13：30～16：00 | 上越勤労身体障害者体育館<br>（上越市木田1－17－33）          |
|        | 障がい者就職ウィーク    | 令和9年2月22日（月）<br>～<br>令和9年2月26日（金） | 未定          | 上越地方合同庁舎（上越市春日野1－5－22）                  |
| 三条・巻   | 県央地区障がい者就職面接会 | 令和8年9月18日（金）                      | 13：30～16：00 | 地場産業振興センター メッセピア<br>（三条市須頃1－17）         |
| 柏崎     | 障がい者就職面接会     | 令和8年10月2日（金）                      | 未定          | 未定                                      |
| 新発田    | 障がい者就職面接会     | 令和8年10月2日（金）                      | 13：30～16：00 | 新発田市カルチャーセンター 1階アリーナ<br>（新発田市本町4－16－83） |
|        | 障がい者就職面接会     | 令和8年11月6日（金）                      | 13：30～16：00 | 阿賀野市役所・本所 4階会議室<br>（阿賀野市岡山町10－15）       |
| 新津     | 障がい者合同就職面接会   | 令和8年10月9日（金）                      | 13：30～16：00 | 新潟市秋葉区総合体育館<br>（新潟市秋葉区程島2009）           |
| 十日町    | 障がい者就職面接会     | 令和8年10月14日（水）                     | 未定          | クロステン<br>（十日町市本町六の1丁目71番地26）            |
| 南魚沼    | 障がい者就職面接会     | 令和8年10月予定                         | 未定          | 未定                                      |
| 佐渡     | 障がい者就職面接会     | 令和8年10月予定                         | 9：30～11：00  | ハローワーク佐渡<br>（佐渡市両津夷269－8）               |
| 村上     | 障がい者就職面接会     | 令和8年10月27日（火）                     | 13：30～16：00 | 村上市生涯学習推進センター（マホーテ村上）<br>（村上市田端町4－1）    |

まずは、参加してみませんか？

### 参加企業の声



応募者の働きたい気持ちが伝わり、こちらにも良い刺激をいただきました。

### 参加企業の声



面接会ではいろいろな方との出会いがあり、そのうちのお1人を採用できました。

### 3. 障害者雇用に関する助成制度

障害のある人の雇用を促進するために、事業主に対する助成金等、さまざまな助成制度があります。ここではその一例をご紹介します。（全て令和8年4月現在の情報となります。）

※ 助成を受けるためには一定の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

#### 1. 本採用の前に試行的に雇用した場合の助成

##### トライアル雇用助成金 （障害者トライアルコース）

問い合わせ先  
ハローワーク（31ページ）

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行的に短期間（原則3か月間）雇用することにより、障害者の適性や業務遂行可能性を見極め、障害者及び事業主の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度です。

|           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| トライアル雇用期間 | 身体・知的：原則3か月（テレワークは最大6か月）<br>精神：原則6～12か月 |
| 助成金の額（月額） | 身体・知的：最大4万円<br>精神：最大8万円×3か月＋最大4万円＋3か月   |

※支給額は試行雇用期間中に実際に就労した日数の割合に基づき支給します。

##### トライアル雇用助成金 （障害者短時間トライアルコース）

問い合わせ先  
ハローワーク（31ページ）

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害及び発達障害のある方をハローワーク等の紹介により試行的に雇用し、一定の期間をかけて、職場への対応状況をみながら、常用雇用移行を目指して取り組んでいただく事業主の方に助成金を支給します。事業主と精神障害及び発達障害のある方の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度です。

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 短時間トライアル雇用期間             | 3か月以上12か月以内 |
| 短時間トライアル雇用開始時に必要な週所定労働時間 | 10時間以上      |
| 助成金の額（月額）                | 最大4万円       |

※支給額は試行雇用期間中に実際に就労した日数の割合に基づき支給します。

#### 2. 雇入れた後の助成金

##### 特定求職者雇用開発助成金 （特定就職困難者コース）

問い合わせ先  
ハローワーク（31ページ）

ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として障害者等を雇入れる事業主に対し助成金を支給します。

助成金は雇入れ後6か月ごとに支給され、対象期間、支給される助成金の総額は以下のとおりです。

| 対象労働者                         | 支給額（総額）／（対象期間） |              |
|-------------------------------|----------------|--------------|
|                               | 中小企業           | 中小企業以外       |
| 身体・知的障害者                      | 120万円（2年）      | 50万円（1年）     |
| 身体・知的障害者（重度障害者または45歳以上）、精神障害者 | 240万円（3年）      | 100万円（1年6か月） |
| 短時間労働者である身体・知的・精神障害者          | 80万円（2年）       | 30万円（1年）     |

ただし、所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

また、対象労働者について最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、実際に支払われた賃金額に対象労働者の区分ごとに定めた助成率を乗じた額となります。

**特定求職者雇用開発助成金  
(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)**

問い合わせ先  
ハローワーク(31ページ)

ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として発達障害者や難治性疾患患者を雇入れる事業主に対し助成金を支給します。  
助成金は雇入れ後6か月ごとに支給され、支給される助成金の総額、対象期間は以下のとおりです。

また、雇入れから6か月経過後、職場定着支援が必要と判断される場合、ハローワーク職員等が職場訪問を行います。

| 対象労働者      | 支給額(総額) / (対象期間) |          |
|------------|------------------|----------|
|            | 中小企業             | 中小企業以外   |
| 短時間労働者以外の者 | 120万円(2年)        | 50万円(1年) |
| 短時間労働者     | 80万円(2年)         | 30万円(1年) |

ただし、所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

また、対象労働者について最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、実際に支払われた賃金額に対象労働者の区分ごとに定めた助成率を乗じた額となります。

**キャリアアップ助成金  
(障害者正社員化コース)**

問い合わせ先  
ハローワーク(31ページ)

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成金を支給します。

**【助成内容】**

重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合、1人あたり、45万円～120万円。重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難治性疾患患者、高次機能障害と診断された者の場合、33万円～90万円。

※ 当該額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給する。

**障害者介助等助成金  
(一部中高年齢等措置を含む)**

問い合わせ先  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
新潟支部 高齢・障害者業務課  
(31ページ)

**【職場支援員の配置または委嘱助成金】**

雇用する障害者の職場定着を図るために業務遂行に必要な、また35歳以上の加齢に伴う心身の変化により課題を解決するための援助や指導を行う職場支援員を配置・委嘱した事業主に対して助成します。

**【職場復帰支援助成金】**

中途障害等により1ヶ月以上の療養のための休職を余儀なくされた者の職域開発その他職場復帰のために必要な措置を講じた事業主に対して助成します。

**職場適応援助者助成金  
(中高年齢等措置を含む)**

問い合わせ先  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
新潟支部 高齢・障害者業務課  
(31ページ)

**【訪問型職場適応援助者助成金】**

企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成するもので、障害者の職場適応・定着の促進を図ることを目的としています(35歳以上の加齢に対応した支援計画に基づく支援を含む)。

**【企業在籍型職場適応援助者助成金】**

自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・定着の促進を図ることを目的としています(35歳以上の加齢に対応した支援計画に基づく支援を含む)。

※ トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース)、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)、キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)の詳細(支給要件、支給額など)は、ハローワークで配布しているパンフレット「雇用・労働分野の助成金のご案内」をご覧ください。

### 3. 施設の設置・整備を行った場合の助成

**障害者作業施設設置等助成金**  
(加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減する措置を含む)

問い合わせ先  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
新潟支部 高齢・障害者業務課  
(31ページ)

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。(障害者1人につき、上限450万円(作業施設、附帯施設、作業設備の合計))(35歳以上の加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減する措置を含む。)

### 4. 雇用の準備のための助成金

**障害者雇用促進プロジェクト助成金**

問い合わせ先  
新潟県雇用能力開発課  
電話 025 (280) 5270

新潟県内に本社がある事業主が、雇用の準備のため、障害者の特性や能力に応じた作業環境等を整備する場合や、職場定着のため、ジョブコーチの養成に取り組む場合に助成金を支給します。

| 対象                         | 対象経費                     | 助成金<br>(助成率 10/10) |
|----------------------------|--------------------------|--------------------|
| 障害者を新たに1人以上雇用する県内中小企業等の事業主 | 物品購入費、設備整備費、従業員研修費等      | 上限 40 万円           |
| ジョブコーチの養成に取り組む県内中小企業等の事業主  | 受講料、旅費<br>※受講料は 1/2 の額まで | 上限 10 万円           |

### 5. その他の助成制度等

#### ① 税制上の優遇措置

##### ①助成金の非課税措置(法人税・所得税)

国や地方公共団体の補助金、給付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合、その助成金分については、圧縮記帳により損金算入(法人税)または総収入金額に不算入(所得税)とすることができます。

【対象の助成金】

- ・障害者作業施設設置等助成金
- ・障害者福祉施設設置等助成金
- ・重度障害者等通勤対策助成金
- ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

##### ②事業所税の軽減措置

【資産割】

「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて施設の設置を行った場合、その施設で行う事業にかかる事業所税について、課税標準となるべき事業所床面積の2分の1に相当する部分を控除できます。

【従業員割】

事業所税の課税標準となるべき従業員給与総額の算定について、障害者に支払う給与総額を控除できます。

##### ③不動産取得税の軽減措置 ※経過措置

「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて事業用施設を令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上、事業用に使った場合には、その施設の取得に伴う不動産取得税について、取得価格の10分の1相当額に税率を乗じた額が減額されます。

【対象要件】

- ・②は雇用している障害者数が10人以上、かつ労働者総数に占める障害者の割合が50%以上の事業所
- ・③④は雇用している障害者数が20人以上、かつ労働者総数に占める障害者の割合が50%以上の事業所

※②～④(②は資産割のみ)の税制優遇制度を利用するには、ハローワークが発行する証明が必要となります。

##### ④固定資産税の軽減措置 ※経過措置

「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて事業用施設を令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した場合には、その施設についての固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格から、取得価格の6分の1に障害者雇用割合と税率を乗じた金額が減額されます。

## ② 障害者雇用多数雇用事業者からの物品等調達制度

新潟県や新潟市では、障害者の雇用の促進と安定を図るため、障害者を多く雇用する企業に対し、物品等の調達を積極的に行う制度を実施しています。

### 新潟県

#### スマイル・カンパニー制度

問い合わせ先  
新潟県雇用能力開発課  
電話 025 (280) 5270

【スマイル・カンパニー制度の対象となる企業（登録条件）】

- ① 県の「物品等入札参加資格者名簿」若しくは「庁舎等管理業務入札参加資格者名簿」に登載されていること、又は同等の資格を有すると認められること
- ② 県内に事務所又は事業所を有する中小企業者であること
- ③ 令和7年度及び令和6年度の各6月1日において次のいずれにも該当すること
  - ・事業者全体として、法定雇用率以上の障害者を雇用していること
  - ・県内事務所又は事業所において（合計）、法定雇用率の2倍以上かつ2人以上の障害者を雇用していること

### 新潟市

#### 新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度

問い合わせ先  
新潟市福祉部 障がい福祉課  
電話 025 (226) 1249

【新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度の対象となる企業（登録条件）】

- ① 新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること。
- ② 新潟市内に事業所を有する中小企業者であること。
- ③ 過去1年間、新潟市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則5.0%以上、かつ2人以上の雇用があること。

## ③ 新潟市制度融資

新潟市では、市内の障がい者を雇用している中小企業者に対して、既存の貸付制度（制度融資）に障がい者雇用推進枠を設け、信用保証料補助や利子補給をすることにより、さらなる障がい者雇用の促進と資金調達の円滑化を図ります。

### 新潟市

#### 障がい者雇用推進融資事業

問い合わせ先  
(融資・保証料補助について) 新潟市経済部 商業振興課 電話 025 (226) 1629  
(利子補給に関して) 新潟市福祉部 障がい福祉課 電話 025 (226) 1249

【障がい者雇用推進融資事業の対象となる企業】

- ① 従業員40.0人未満の中小企業者：障がい者を1人以上雇用していること
- ② 従業員40.0人以上の中小企業者：法定雇用率2.5%以上を満たしていること

【信用保証料補助・利子補給について】

信用保証料補助：融資額 300 万円以内 100% 融資額 300 万円超 50%  
利子補給：融資額 1,000 万円以内 利子全額 融資額 1,000 万円超 利子年 1.0%相当分

## 障害者雇用へのステップ④ 雇入れ後も職場定着に向けた支援が必要です！！

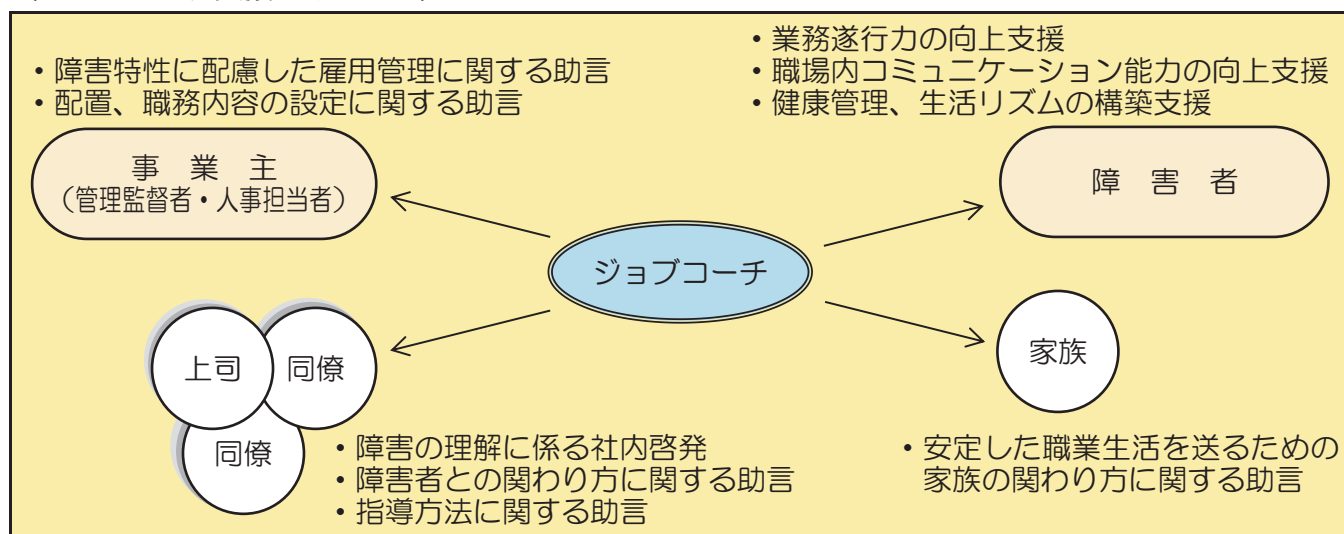
### 1. ジョブコーチによる支援

問い合わせ先：新潟障害者職業センター

#### ジョブコーチ支援とは

障害のある方が就職に際して、うまく適応が図れるよう専門のジョブコーチが実際の事業所に訪問して、本人及び事業所の双方に対して支援を行うものです。具体的な支援内容として、障害のある方には、職場の従業員の方との関わり方や効率の良い作業の進め方などのアドバイスを、事業所の方には本人が力を発揮しやすい作業の提案や障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスを行います。

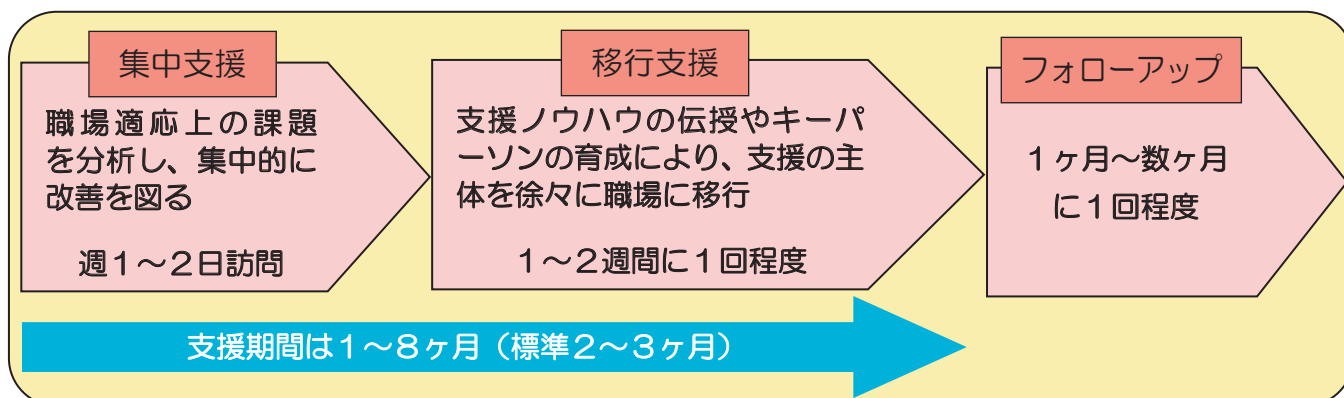
(ジョブコーチ支援のイメージ)



#### 支援期間・支援の流れ

支援期間は、1～8ヶ月の範囲で相談しながら調整しますが、標準的な支援は2～3ヶ月が目安です。支援のタイミングは、雇用と同時にによる支援が中心ですが、雇用前からの支援や雇用後の支援も設定できます。

(支援の流れのイメージ)



#### 利用にあたって

利用にあたっては、事業所において労働者災害補償保険、雇用保険に加入していること、労働基準法及び労働安全衛生法に規定されている安全衛生その他の作業条件が整備されていることが必要です。その他、利用にあたっての要件等の詳細は当センターまでお問い合わせください。

**まずは、新潟障害者職業センター(31ページ)にご相談ください。**

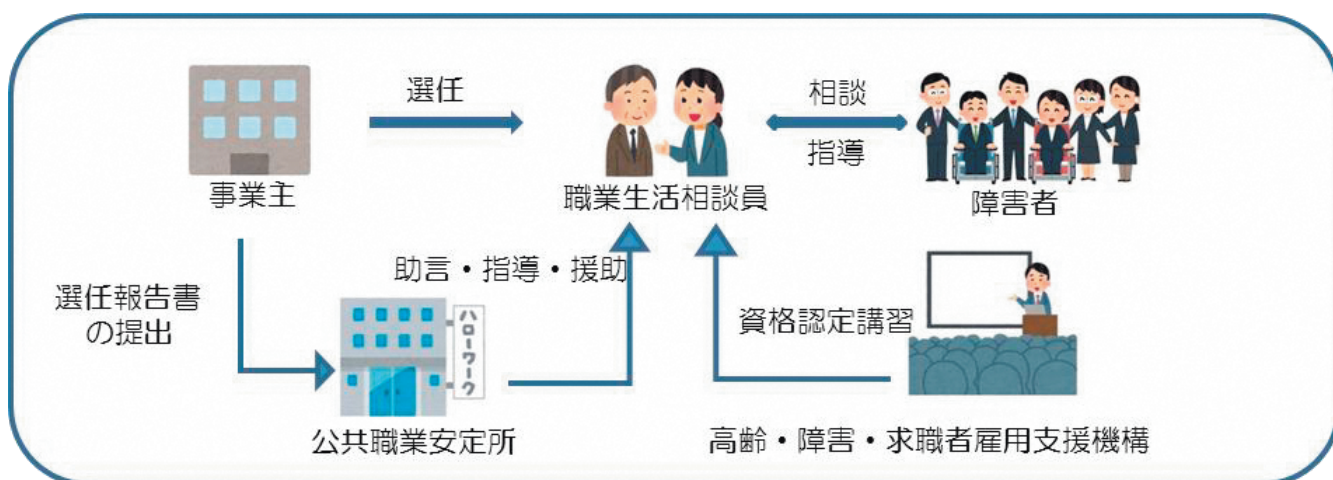
### 障害者職業生活相談員資格認定講習

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律<sup>(注)</sup>では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

民間企業等で障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施しています。

(注) 法律・・・障害者の雇用の促進等に関する法律



#### 1 受講対象者

障害者を5名以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方。(なお、受講後にハローワークへ選任の届け出が必要です。選任要件や手続き等でご不明な点は、ハローワークへお問い合わせください。)

#### 2 受講費用

受講料は無料です。

#### 3 令和8年度スケジュール

第1回 受講期間令和8年7月8日～24日 申込期間 令和8年7月1日～14日

第2回 受講期間令和8年10月8日～23日 申込期間 令和8年8月3日～14日

第3回 受講期間令和9年1月12日～25日 申込期間 令和8年11月2日～13日

任意受講科目実施日 令和8年12月8日(火) 13:00～ 各回申込時に併せて申込

※本年度よりオンデマンド方式での講習となります。

※ 受講は選任要件を満たす必要のある企業が優先となりますので、ご了承ください。

#### <お問い合わせ先>

高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部 高齢・障害者業務課(31ページ)

### 3. 企業で障害者の就業を支援する担当者のための支援

#### 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

問い合わせ先  
新潟労働局職業対策課  
電話 025 (288) 3508

新潟労働局・ハローワークでは、精神・発達障害者の職場定着の課題を解消するため、一般の従業員の方が精神・発達障害に関する障害特性等を正しく理解することにより、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）を養成するための講座を開催しています。

#### 精神・発達障害者しごとサポーターとは？

精神・発達障害者しごとサポーターは、職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者です。

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるポイントの一つは「職場の同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

新潟労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象として、精神障害、発達障害に関して正しく理解していただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を行っています。



- ◆内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット : 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間 : 90 分程度
- ◆受講対象 : 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

#### 事業所への出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。  
詳細はお問い合わせください。

#### 受講料は無料です

申込みについてはハローワーク（31 ページ）にお問い合わせください。

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。  
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。



しごとサポーター

検索



ご留意  
ください

「精神・発達障害者しごとサポーター」は、特別な資格制度等ではありません。  
また、本講座の受講により、職場の中で特別な役割を求めるものでもありません。

## 企業ごとの状況に応じたハローワークによる雇用支援

問い合わせ先  
各ハローワーク  
(31 ページをご覧ください。)

ハローワークでは、これから障害者の雇用を考えている企業や既に障害者を雇用している企業が状況に応じた適切な課題解決が行えるよう、関連機関と密接に連携を取りながら、雇用に向けた採用の準備段階から定着支援まで一貫した支援を行っています。

障害者の雇用経験や知識がないけど大丈夫だろうか。

どのように採用を進めれば良い？



どのような仕事をしてもらったらよいかわからない。

活用できる助成金はあるの？

### 主な支援の内容

- 障害者を雇用するための課題解決、不安解消に向けたアドバイス
- 企業の業務やニーズに応じた職務の切り出しの提案
- 企業見学会や障害者面接会の情報提供
- 障害者の受け入れに向けた環境面の整備やモデルとなる事例の提供
- 活用できる助成金の案内
- 状況に応じて関係機関と連携を取りながら、定着に向けたアドバイス など

## 障害者雇用促進に係るアウトリーチ支援及びコーディネーター派遣

問い合わせ先  
新潟県雇用能力開発課  
電話 025 (280) 5270

新潟県では、障害者雇用の経験が少ない企業に対し、専門家が働きかけ、障害者雇用に関する課題の整理や助言を行うとともに、障害者雇用及び職場定着に取り組む企業へコーディネーターを派遣し、採用や職場定着に向けた取組についてコンサルティングを実施しています。コーディネーターが企業の取組状況に応じて、より円滑に課題解決できるよう助言します。

### 《コーディネーター派遣の流れ》

#### ●事前ヒアリング

課題を明らかにし、各社の状況に応じた支援計画を作成します

#### ●採用及び職場定着支援

各社の取組に応じて、支援機関・助成制度の紹介や課題の解決に向けたサポートを行います

#### ●企業による自走を支援

最終的には企業内における自走を目標とし、アフターフォローによるサポートを行います。

#### Point

企業の状況を踏まえ、課題を整理し、解決に向けた情報提供や具体的手法の提案を行います。

## 4. 各種支援制度を利用したモデル事例

### モデル事例① - 1

Aさん：統合失調症のある30代の女性 / 就職先（B社）：特別養護老人ホームでの清掃業務

#### 【概要】

障害者就業・生活支援センターの働きかけにより、登録者AさんのB社での職場実習受入れが決定する。（職場実習を行うにあたり新潟県職場実習制度（9ページ）を活用することとなる。）

職場実習中のAさんの働きぶりは事業所から高く評価され、Aさんの職場実習後の雇入れが決定する。雇入れに際して、Aさん本人や事業所側に長時間勤務を行うことへの不安があったため、短時間勤務から徐々に勤務時間を延ばしていく障害者短時間トライアル雇用（17ページ）を活用しての雇用となる。

#### 職場実習開始前のB社の不安

- ・ Aさんにどのような仕事が適しているかわからない
- ・ 職員の障害のある人への知識が乏しい

#### B社への支援の流れ

（主な支援機関：ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所）

- 
- ① B社と支援機関の打ち合わせ  
（B社にどのような仕事があるのかを確認。就労パスポートを用いて、B社とAさんの障害特性について情報共有）
  - ② 支援機関によるB社職場見学  
（B社を見学することによりAさんが職場実習中に行うことが可能な仕事を選定）
  - ③ B社と支援機関の打ち合わせ  
（職場実習開始前の最終的な打ち合わせ）
  - ④ 職場実習（新潟県職場実習制度（9ページ）を活用）を実施
  - ⑤ 職場実習振り返り会議  
（職場実習中のAさんの様子、職場実習後の雇用の可能性についてB社と支援機関が会合）
  - ⑥ 障害者短時間トライアル雇用を活用（週4日4時間勤務→6時間勤務を目指す）
  - ⑦ 支援機関による職場定着訪問  
（Aさんの職場定着に向けたB社からの相談、Aさん本人の悩み事のフォロー）

#### 現在の状況

障害者短時間トライアル雇用を活用したことで、Aさん・B社、双方にとって無理のない形で雇用をスタートすることができた。現在、Aさんは清掃業務だけでなく、食事介助の見守り等、さまざまな仕事に自信を持って取り組んでいる。

## 事例①で職業訓練を活用した場合

### B社への支援の流れ

(主な支援機関：テクノスクール、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所)

① B社と支援機関の打ち合わせ  
(B社にどのような仕事があるのかを確認。就労パスポートを用いて、B社とAさんの障害特性について情報共有)

② 支援機関によるB社職場見学  
(B社を見学することによりAさんが職場実習中に行うことが可能な仕事を選定)

③ B社と支援機関の打ち合わせ(職場実習開始前の最終的な打ち合わせ)

④ 職場実習(新潟県職場実習制度(9ページ)を活用)を実施

⑤ 職場実習振り返り会議(職場実習中のAさんの様子、Aさん本人の感想などについて、Aさん・B社・支援機関が会合)

B社の担当から「もう少し本人の働く様子を見たい」  
支援機関から「実践能力習得コース」を提案

「実践能力習得コース」の実施が決定

⑥ テクノスクールを加え、Aさん・B社・支援機関の打ち合わせ  
(職業訓練開始前の最終的な打ち合わせ)

⑦ 職業訓練「実践能力習得コース」(12ページ)を実施

⑧ 職業訓練振り返り会議  
(職業訓練中の経過と職業訓練後の雇用の可能性についてAさん・B社・支援機関が会合)

⑨ 障害者トライアル雇用を活用(週5日6時間勤務)

⑩ 支援機関による職場定着訪問  
(Aさんの職場定着に向けたB社からの相談、Aさん本人の悩み事のフォロー)

### 訓練活用のポイント

職業訓練「実践能力習得コース」は、利用される各事業所の実情に応じて、訓練内容を設定できる「オーダーメイド」の職業訓練です。訓練カリキュラム等の作成に当たっては、テクノスクールの支援員が親身に相談に乗り、利用する障害者にとっても、無理のないカリキュラムとなるようにしています。

訓練後の雇用へスムーズに移行できることが最大のメリットです。

## モデル事例②

Cさん：知的障害のある20代の男性 / 就職先（D社）：物流センターでの検品業務

### 【概要】

「初めて障害のある人を雇用したい」という相談を受け、支援機関がD社を訪問する。D社は物流センターでの検品業務を検討しているものの、障害者の作業理解とスキル、適性、従業員との関係性など、あらゆることに不安を抱いていた。

D社から近い就労移行支援事業所利用者を対象とした職場見学会を開催したところ、Cさんが応募を希望し、**新潟県職場実習制度（9ページ）**を活用した職場実習を行うこととなる。

実習中は就労支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関が連携を取りながら随時職場を訪問し、Cさんが周囲とうまく作業ができるよう支援、調整を行った。CさんはD社から「作業遂行面に支障なし」と評価され、職場実習後に**障害者トライアル雇用（17ページ）**での雇入れとなる。また、職場における身だしなみ、衛生面、従業員の関わりなどの点から**ジョブコーチ支援（21ページ）**も併行して活用している。

### D社の不安

- ・初めての障害者雇用で、進め方、制度についてわからない。
- ・障害のある人に対する知識（対応、関わり方、仕事内容等）が乏しい。

D社への支援の流れ（主な支援機関：ハローワーク、新潟障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所）

- 
- ① D社と支援機関の打ち合わせ  
（D社にどのような仕事があるのか確認、障害の種類や特性などをD社へ説明）
  - ② D社職場見学会の実施  
（D社近くの就労移行支援事業所に情報提供し、職場見学希望者を募集）
  - ③ D社と支援機関の打ち合わせ  
（Cさんも交えた職場実習開始前の打ち合わせ。就労パスポートを用いて、Cさんの障害特性をD社と情報共有）
  - ④ 職場実習（新潟県職場実習制度（9ページ）を活用）を実施
  - ⑤ 職場実習振り返り会議  
（職場実習中のCさんの様子、職場実習後の雇用の可能性についてD社と支援機関が会合）
  - ⑥ 障害者トライアル雇用（17ページ）を実施（3か月間）  
（Cさんの適性や能力の見極めると同時にD社の障害者雇用への不安を払拭）
  - ⑦ ジョブコーチ支援（21ページ）を活用（3か月間）  
（Cさんの職場での従業員との関わり方、D社のCさんに対する仕事の教え方などを支援）
  - ⑧ 支援機関による職場定着訪問  
（地域の相談支援機関とも連携し、Cさんの生活面への支援も行う）

### 現在の状況

段階的な支援（職場見学会→職場実習→障害者トライアル雇用→ジョブコーチ支援）を行うことで、CさんとD社との関係づくり、雇用・就労の不安解消につながった。現在も支援制度の活用、支援機関との連携によりD社の負担を軽減し職場定着に向けた継続した支援を行っている。

# 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」（もにす認定制度）とは、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。

## 《新潟県内の認定事業主一覧（認定日順）》【令和8年5月31日時点】

| No. | 事業所名               | 所在地    | 産業分類           |
|-----|--------------------|--------|----------------|
| 1   | 株式会社 Wastec ENERGY | 上越市    | プラスチック製品製造業    |
| 2   | 株式会社大和屋            | 糸魚川市   | 洗濯・理容・美容・浴場業   |
| 3   | フジイコーポレーション株式会社    | 燕市     | はん用機械器具製造業     |
| 4   | 社会福祉法人奴奈川福祉会       | 糸魚川市   | 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| 5   | 株式会社聖籠の杜           | 聖籠町    | 洗濯・理容・美容・浴場業   |
| 6   | 有限会社新津清掃社          | 新潟市秋葉区 | 廃棄物処理業         |
| 7   | 株式会社ほしゅう           | 燕市     | パルプ・紙・紙加工品製造業  |
| 8   | 株式会社ツノダ            | 燕市     | 金属製品製造業        |
| 9   | 株式会社小野組            | 胎内市    | 総合工事業          |
| 10  | 有限会社ル・クール          | 長岡市    | 洗濯・理容・美容・浴場業   |
| 11  | 株式会社博進堂            | 新潟市東区  | 印刷・同関連業        |
| 12  | 株式会社竹田工務店          | 新潟市東区  | 総合工事業          |
| 13  | 株式会社きものブレイン        | 十日町市   | 洗濯・理容・美容・浴場業   |
| 14  | 株式会社豊寿園            | 新潟市秋葉区 | 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| 15  | 大和電建株式会社           | 上越市    | 設備工事業          |
| 16  | 株式会社スリーピークス技研      | 三条市    | 金属製品製造業        |
| 17  | 株式会社都市環境緑化         | 村上市    | 総合工事業          |
| 18  | オノエンタープライズ株式会社     | 胎内市    | 総合工事業          |
| 19  | 東洋レックス株式会社         | 長岡市    | 電気機械器具製造業      |
| 20  | 株式会社テック長沢          | 柏崎市    | 輸送用機械器具製造業     |
| 21  | ニコ精密機器株式会社         | 南魚沼市   | はん用機械器具製造業     |
| 22  | 大島電気株式会社           | 十日町市   | 設備工事業          |
| 23  | 社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会   | 佐渡市    | 社会保険・社会福祉・介護事業 |

## 認定事業主となることのメリット

### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・広告などのほか、ハローワークの求人票に認定マークを表示することができます。

### ● 厚生労働省・新潟労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と新潟労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます。

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります。

貴社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます。



もにす認定制度

検索



詳細は、お近くのハローワーク(31ページ)にお問い合わせください。

# 障害者雇用を促進するための制度

雇用・就労は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱です。「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、障害のある人が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指し、さまざまな制度について規定しています。

以下、障害者の雇用義務と障害者雇用納付金制度について説明します。

## 障害者雇用率制度

**従業員 37.5 人以上**の事業主は、従業員の **2.7%** に相当する数以上の障害者（※）を雇用しなければなりません。

※ 障害者雇用率制度の算定対象となる障害者は、原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人に限ります。  
雇用義務を履行しない事業主は、ハローワークから雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合は、企業名が公表されます。



障害者の法定雇用率は、令和8年7月1日より2.5%（従業員40.0人以上の事業主が対象）から **2.7%**（従業員37.5人以上の事業主が対象）に引き上げられました。

また、令和7年4月1日から除外率が10ポイント引き下げられております。

## 障害者雇用納付金制度

常時雇用している障害者の数が雇用義務数を下回っている事業主（ただし常時雇用している労働者（常用雇用労働者）が100人超の事業主）は、不足する人数に応じて障害者雇用納付金を納める必要があります。この納付金を財源に、雇用義務数を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金等を支給しています。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

### 【常用雇用労働者 100 人超の事業主】

- 障害者雇用納付金（法定雇用率未達成事業主）  
不足1人につき 月額 50,000 円納付
- 障害者雇用調整金（法定雇用率達成事業主）  
超過1人につき 月額 29,000 円支給  
（年間総計120人を超える場合の、当該超過人数分は1人につき月額23,000円）

### 【常用雇用労働者 100 人以下の事業主】

- 報奨金（一定水準を超えて障害者を雇用する事業主）  
超過1人につき 月額 21,000 円支給  
（年間総計420人を超える場合の、当該超過人数分は1人につき月額16,000円）

# 障害者に対する差別の禁止と合理的配慮義務

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主の障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が規定されています。その具体的な内容は、「障害者差別禁止指針」および「合理的配慮指針」に記載されています。

詳しい内容や細かなQ & Aは、厚生労働省のホームページに掲載していますのでご参照ください。

障害者雇用促進法 障害者差別禁止

検索



## ポイント① 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されています。

### <募集・採用時>

- ・単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと。
- ・業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること。

### <採用後>

- ・労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取り扱いをすること。

次の場合は、禁止される差別に該当しません。

- ・積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと。  
例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）
- ・合理的配慮を提供し、労働能力を適正に評価した結果として、障害者でない人と異なる取扱いをすること。

## ポイント② 合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。

### <募集・採用時>

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと。

### <採用後>

- ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にして一つずつ行うなど、作業手順を分かりやすく示すこと。
- ・精神障害がある方等に対し、出退勤時刻・休暇など、通院・体調に配慮すること。
- ・聴覚障害がある方に対し、危険箇所や危険発生を視覚で確認できるようにすること。

合理的配慮は障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものです。したがって、具体的にどのような措置をとるかにについては、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

合理的配慮は、個々の事情がある障害者と、事業主の相互理解の中で提供されるべきものであることに十分ご留意ください。

# 県内の支援機関一覧

## ハローワーク

| 名称        | 電話番号         | 所在地                           |
|-----------|--------------|-------------------------------|
| ハローワーク新潟  | 025-280-8609 | 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 |
| ハローワーク長岡  | 0258-32-1181 | 長岡市千歳 1-3-88 長岡地方合同庁舎         |
| ハローワーク小千谷 | 0258-82-2441 | 小千谷市城内 2-6-5                  |
| ハローワーク上越  | 025-523-6121 | 上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎        |
| ハローワーク妙高  | 0255-73-7611 | 妙高市下町 9-3                     |
| ハローワーク三条  | 0256-38-5431 | 三条市北入蔵 1-3-10                 |
| ハローワーク柏崎  | 0257-23-2140 | 柏崎市田中 2-6-23 柏崎地方合同庁舎         |
| ハローワーク新発田 | 0254-27-6677 | 新発田市日渡 9-6 新発田地方合同庁舎          |
| ハローワーク新津  | 0250-22-2233 | 新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎    |
| ハローワーク十日町 | 025-757-2407 | 十日町市下川原町 4-3                  |
| ハローワーク糸魚川 | 025-552-0333 | 糸魚川市横町 5-9-50                 |
| ハローワーク巻   | 0256-72-3155 | 新潟市西蒲区巻甲 4-08-7               |
| ハローワーク南魚沼 | 025-772-3157 | 南魚沼市八幡 2-0-1                  |
| ハローワーク小出  | 025-792-8609 | 魚沼市佐梨 6-8-2                   |
| ハローワーク佐渡  | 0259-27-2248 | 佐渡市両津夷 2-6-9-8                |
| ハローワーク村上  | 0254-53-4141 | 村上市緑町 1-6-8                   |

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部

| 名称          | 電話番号         | 所在地                              |
|-------------|--------------|----------------------------------|
| 新潟障害者職業センター | 025-271-0333 | 新潟市東区大山 2-1-3-1                  |
| 高齢・障害者業務課   | 025-226-6011 | 新潟市中央区西堀通 6-8-66 NEXT 21 ビル 12 階 |

## 障害者就業・生活支援センター

| 名称                    | 電話番号         | 所在地                      |
|-----------------------|--------------|--------------------------|
| 障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ | 025-250-0210 | 新潟市西区上新栄町 1-3-9          |
| 障害者就業・生活支援センター こしじ    | 0258-92-5163 | 長岡市浦 9-7-50              |
| 障がい者就業・生活支援センター ハート   | 0256-35-0860 | 三条市西本成寺 1-28-8           |
| 障がい者就業・生活支援センター アシスト  | 0254-23-1987 | 新発田市島潟 1-4-5-4           |
| 障がい者就業・生活支援センター あおぞら  | 025-755-5865 | 十日町市高田町 3 丁目南 4-4-2      |
| 障がい者就業・生活支援センター さくら   | 025-538-9087 | 上越市寺町 2-20-1 上越市福祉交流プラザ内 |
| 障がい者就業・生活支援センター あてび   | 0259-67-7740 | 佐渡市三瀬川 3-8-2-7           |

## 新潟市障がい者就業支援センター

| 名称     | 電話番号         | 所在地                          |
|--------|--------------|------------------------------|
| こあサポート | 025-256-8821 | 新潟市中央区八千代 1-3-1 新潟市総合福祉会館 1F |

## 特別支援学校（高等部設置校のみ）

## 進路指導ネットワーク事業

- 新潟県では、より多くの生徒の企業就労を実現するために、特別支援学校間で5つのネットワーク（ブロック）を形成し、連携・協働しながら職業教育や進路指導を推進しています。
- 各ブロックには、「ブロックマネージャー」（通称「BM」）が配置され、管内の特別支援学校を巡回しながら進路業務を統括し、サポートしています。ぜひブロックマネージャーをご活用ください。

### ブロックマネージャー

特別支援学校生徒の職場実習・雇用の検討・進路指導や職業教育にかかわるご質問やお問い合わせは、各ブロックのブロックマネージャーまでお願いします。

| 下越ブロック                                  | 新潟ブロック                                    | 県央ブロック                                  | 魚沼ブロック                                    | 上越ブロック                                   |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|
| BM 嘉納 雅俊<br>0254-53-1417<br>(村上特別支援学校内) | BM 平野 英明<br>025-364-6168<br>(江南高等特別支援学校内) | BM 関根 秀樹<br>0256-92-5359<br>(吉田特別支援学校内) | BM 細井 哲明<br>025-768-3325<br>(川西高等特別支援学校内) | BM 矢島 真太郎<br>025-524-6538<br>(高田特別支援学校内) |

### 就業体験や職場実習を行っている県内特別支援学校（高等部設置校）

| ブロック                                             | 学 校 名          | 郵便番号     | 住 所              | 電 話          | 備考  |
|--------------------------------------------------|----------------|----------|------------------|--------------|-----|
| 下越<br>ブロック<br>村上<br>新発田<br>阿賀野<br>五泉・阿賀<br>佐渡※   | 県立村上特別支援学校     | 958-0853 | 村上市山居町 2-16-29   | 0254-53-0448 | BM校 |
|                                                  | 県立新発田竹俣特別支援学校  | 957-0335 | 新発田市下楠川 702      | 0254-31-1500 |     |
|                                                  | // いじみの分校      | 957-0021 | 新発田市五十公野 4651-1  | 0254-24-7328 |     |
|                                                  | 県立駒林特別支援学校     | 959-2101 | 阿賀野市駒林 5050      | 0250-67-4851 |     |
|                                                  | 県立五泉特別支援学校村松分校 | 959-1704 | 五泉市村松甲 5545      | 0250-47-3100 |     |
|                                                  | 県立佐渡特別支援学校     | 952-0114 | 佐渡市新穂 88         | 0259-22-2138 |     |
| 新潟<br>ブロック<br>新潟市                                | 県立江南高等特別支援学校   | 950-0116 | 新潟市江南区北山 1510    | 025-381-0077 | BM校 |
|                                                  | // 川岸分校        | 951-8133 | 新潟市中央区川岸町 2-4    | 025-230-5544 |     |
|                                                  | 県立新潟よつば学園      | 950-0862 | 新潟市東区竹尾 2-2-1    | 025-250-0428 |     |
|                                                  | 県立東新潟特別支援学校    | 950-8677 | 新潟市東区海老ヶ瀬 994    | 025-274-3261 |     |
|                                                  | 県立はまぐみ特別支援学校   | 951-8121 | 新潟市中央区水道町 1-5932 | 025-266-7265 |     |
|                                                  | 新潟大学附属特別支援学校   | 951-8535 | 新潟市中央区西大畑町 5214  | 025-223-8383 |     |
| 県央<br>ブロック<br>新潟市<br>燕市<br>三条市<br>見附市<br>長岡市     | 県立吉田特別支援学校     | 959-0242 | 燕市吉田大保町 32-24    | 0256-92-5369 | BM校 |
|                                                  | 県立西蒲高等特別支援学校   | 953-0043 | 新潟市西蒲区堀山新田 51-1  | 0256-72-2049 |     |
|                                                  | 県立月ヶ岡特別支援学校    | 955-0803 | 三条市月岡 4935       | 0256-32-5963 |     |
|                                                  | // 見附分校        | 954-0051 | 見附市本所 1-20-6     | 0258-86-7735 |     |
|                                                  | 県立長岡聾学校        | 940-0093 | 長岡市水道町 2-1-13    | 0258-32-1007 |     |
|                                                  | 見附市立見附特別支援学校   | 954-0034 | 見附市月見台 1-10-74   | 0258-63-2210 |     |
| 魚沼<br>ブロック<br>十日町市<br>魚沼市<br>南魚沼市<br>長岡市<br>小千谷市 | 県立川西高等特別支援学校   | 948-0131 | 十日町市伊勢平治 711-2   | 025-768-3325 | BM校 |
|                                                  | 県立小出特別支援学校     | 946-0035 | 魚沼市十日町 1738-2    | 025-792-5412 |     |
|                                                  | 長岡市立高等総合支援学校   | 940-2138 | 長岡市大字日越 1402     | 0258-47-3362 |     |
|                                                  | 小千谷市立総合支援学校    | 949-8721 | 小千谷市大字塩殿甲 2144   | 0258-82-1878 |     |
|                                                  | 南魚沼市立総合支援学校    | 949-6615 | 南魚沼市西泉田 47-2     | 025-773-3770 |     |
| 上越<br>ブロック<br>柏崎市<br>上越市<br>糸魚川市<br>妙高市          | 県立吉川高等特別支援学校   | 949-3445 | 上越市吉川区原之町 1447   | 025-539-3232 |     |
|                                                  | 県立はまなす特別支援学校   | 945-0011 | 柏崎市松波 4-10-1     | 0257-24-7451 |     |
|                                                  | 県立柏崎特別支援学校     | 945-0847 | 柏崎市赤坂町 3-63      | 0257-23-6239 |     |
|                                                  | 県立高田特別支援学校     | 943-0892 | 上越市寺町 1-15-44    | 025-524-6538 | BM校 |
|                                                  | // 白嶺分校        | 941-0063 | 糸魚川市清崎 5-25      | 025-553-9160 |     |
|                                                  | 県立上越特別支援学校     | 943-0861 | 上越市大和 6-4-37     | 025-522-1441 |     |
|                                                  | 妙高市立総合支援学校     | 944-0072 | 妙高市大字小丸山新田 56-2  | 0255-72-1926 |     |

※BM は上記の他、小中特別支援学校についてもお問い合わせを受け付けます。※佐渡は1校につき、下越ブロックでお問い合わせを受け付けます。

